

新旧対照表（開発行為と宅地造成等に関する工事申請の手引き）

改正（令和7年7月1日）	現 行
<p><b>【第1編】</b></p> <p>P. I-26</p> <p>② 事前相談申請</p> <p>この事前相談は、和歌山市において計画する開発行為等について、申請者の利便及び開発許可等に関する事務処理の迅速化、合理化を図るためのものです。</p> <p><u>なお、手引き等により明確に規定されている事項に関する確認を目的とするものや、他部局に対する証明文書とすることを目的とするものは受付できません。</u></p> <p>P. I-31、54、70、73、75～79、84、86、90、92、95、101</p> <p>（※全ての申請資料列挙に下記を追記又は既存文章の訂正：委任状関係） （許可・証明等申請の場合）</p> <p><u>（注）申請手続きを第三者に委任する場合は、申請者の押印がある委任状が添付されていなければ受付できません。</u></p> <p>（届出申請の場合）</p> <p><u>（注）申請手続きを第三者に委任する場合は、申請者の押印がある委任状が添付されていなければ受理できません。</u></p>	<p><b>【第1編】</b></p> <p>P. I-26</p> <p>② 事前相談申請</p> <p>この事前相談は、和歌山市において計画する開発行為等について、申請者の利便及び開発許可等に関する事務処理の迅速化、合理化を図るためのものです。</p> <p>P. I-31、54、70、73、75～79、84、86、90、92、95、101</p> <p>（※全ての申請資料列挙に下記を追記又は既存文章の訂正：委任状関係） ※詳細は現行手引き各ページを確認してください。</p>

改正（令和7年7月1日）	現 行
<p>P. I - 3 2</p> <p>② 事前協議申請</p> <p>x) 盛土規制法の手続き要否判定フロー</p> <p>P. I - 5 4</p> <p>別表 1</p> <p>1 開発行為許可申請書 摘要欄摘要欄</p> <p>※印欄以外はもれなく記入のこと。</p> <p><u>※令和7年度から新様式です。</u></p> <p>4 他法令等の手続状況調書</p> <p>参照 I - 1 8 ~ 2 2</p> <p>※市街化調整区域の場合は農林水産課が発行する農用地区域についての確認書（原本）を添付すること。</p> <p><u>※令和7年度から新様式です。</u></p> <p>P. I - 5 5</p> <p>8 設計説明書</p> <p>設計方針、土地の現況、利用計画、公共施設の整備計画等、必要事項を記入する。</p> <p><u>※令和7年度から新様式です。</u></p>	<p>P. I - 3 2</p> <p>② 事前協議申請</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>P. I - 5 4</p> <p>別表 1</p> <p>1 開発行為許可申請書 摘要欄摘要欄</p> <p>※印欄以外はもれなく記入のこと。</p> <p>4 他法令等の手続状況調書</p> <p>参照 I - 1 8 ~ 2 2</p> <p>※市街化調整区域の場合は農林水産課が発行する農用地区域についての確認書（原本）を添付すること。</p> <p>P. I - 5 5</p> <p>8 設計説明書</p> <p>設計方針、土地の現況、利用計画、公共施設の整備計画等、必要事項を記入する。</p>

改正（令和7年7月1日）	現 行
<p>1 4 開発行為施行同意書 開発区域内の権利者の同意書（<u>写し</u>）、権利者本人を確認した資料（印鑑証明書（<u>原本</u>）、住民票（<u>原本</u>）、個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し等） ※自己所有地の場合は、上記いずれかの本人確認資料を添付。</p> <p>2 3 資金の裏付け 残高証明、融資証明等当該開発行為を完遂する資力を有することを証する書類（<u>原本</u>） （※自己居住用に関する資料添付の有無） <u>×</u></p> <p><u>3 4 設計図一覧表（目次）</u> <u>各設計図の名称の一覧表を添付</u></p> <p>P. I - 6 1 ~ 6 2 別表 2 設計図 土地利用計画図 <u>9 開発区域外における工事の位置及び内容</u></p> <p>造成計画平面図 <u>5 開発区域外における工事の位置及び内容</u></p> <p>排水計画平面図 <u>5 開発区域外における工事の位置及び内容</u></p>	<p>1 4 開発行為施行同意書 開発区域内の権利者の同意書、権利者本人を確認した資料（印鑑証明書（<u>原本</u>）、住民票（<u>原本</u>）、個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し等） ※自己所有地の場合は、上記いずれかの本人確認資料を添付。</p> <p>2 3 資金の裏付け 残高証明、融資証明等当該開発行為を完遂する資力を有することを証する書類 （※自己居住用に関する資料添付の有無） <u>▲</u></p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>P. I - 6 1 ~ 6 2 別表 2 設計図 土地利用計画図 （ 新 設 ）</p> <p>造成計画平面図 （ 新 設 ）</p> <p>排水計画平面図 （ 新 設 ）</p>

改正（令和7年7月1日）	現 行
<p>P. I-73~74</p> <p>② 変更許可申請手続（条例第3条）</p> <p>イ 開発区域を増加させるとき。</p> <p><u>(14) 公図（公図が混乱している場合、必要に応じて地番図を添付）</u></p> <p><u>(15) その他（法第29条第1項申請図書のうち、変更に係る図書）</u></p> <p><b>【 第 1 編 別 冊 】</b></p> <p>P. 別-7</p> <p>第1号 2 集落に居住する者の利用に供する公共公益施設</p> <p>該当事項</p> <p>①申請建築物は次に掲げる施設で、施設設置に関する所管部局の認可済み、又は協議・調整が諮られたものに限ります。（次頁フロー図参照）</p> <p><u>ア 社会福祉法第2条に掲げる社会福祉施設で、周辺に居住する者等を対象とした通所系、入所系のもの。</u></p> <p>イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所又は同法第2条に規定する助産所。</p> <p>ウ 学校教育法第1条に規定する学校のうち幼稚園並びに学校区域が明確な小学校、中学校。</p>	<p>P. I-73~74</p> <p>② 変更許可申請手続（条例第3条）</p> <p>イ 開発区域を増加させるとき。</p> <p><del>(14) 謄本</del></p> <p>(15) 公図（公図が混乱している場合、必要に応じて地番図を添付）</p> <p>(16) その他（法第29条第1項申請図書のうち、変更に係る図書）</p> <p><b>【 第 1 編 別 冊 】</b></p> <p>P. 別-7</p> <p>第1号 2 集落に居住する者の利用に供する公共公益施設</p> <p>該当事項</p> <p>①申請建築物は次に掲げる施設で、施設設置に関する所管部局の認可済み、又は協議・調整が諮られたものに限ります。（次頁フロー図参照）</p> <p>ア 社会福祉法第2条に掲げる社会福祉施設のうち次のもの。</p> <p>a 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所。</p> <p>b 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業の用に供する通所系、入所系施設。</p> <p>c その他主として周辺の居住する者等の利用する社会福祉施設と認められるもの。</p> <p>イ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所又は同法第2条に規定する助産所。</p> <p>ウ 学校教育法第1条に規定する学校のうち幼稚園並びに学校区域が明確な小学校、中学校。</p>